【テレビ窓口業務終了に伴う各種規定改定について】

1. 2025 年 6 月 30 日(月)をもちまして以下の各種規定を改定いたします。

(1)対象規定

● 貯蓄預金規定	● キャッシュカード規定	● 貯蓄キャッシュカード規定※
● 当座キャッシュカード規定	● IC キャッシュカード規定※	● マイカード・カードローンカード規定※

(2) 改定内容

	貯蓄預金規定		
条項	現状	本件後(改定内容に <u>下線</u>)	
17 条	17条 キャッシュカードについて		
	この預金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、「テレビ窓口」で各種届出等の申込ができます。 ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。		

	当座キャッシュカード規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後	
9条	カードの紛失、盗難、届出事項の変更等		
2項	前項の届出の前に、カードを紛失し、または盗取された旨電話またはテレビ窓口	前項の届出の前に、カードを紛失し、または盗取された旨電話による通知があっ	
	による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみや	た場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって	
	かに書面によって当店に届出てください。	当店に届出てください。	

以下に例示した規定以外にも、本紙 1. (1)※の規定は同様の改定を行います。

	ストに例ふした規定以外にも、平紙 1. (1) ※の規定は回像の以足を行います。 キャッシュカード規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後	
12 条	: 届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等		
3項	カードを紛失し、または盗取された旨、電話、テレビ窓口または当行所定のインタ	カードを紛失し、または盗取された旨、電話または当行所定のインターネット等を	
	ーネット等を用いた方法による届出が当行所定の受付場所にあった場合にも、当	用いた方法による届出が当行所定の受付場所にあった場合にも、当行所定の確	
	行所定の確認を実施して、前項と同様に取り扱います。この場合には、前項の書	認を実施して、前項と同様に取り扱います。この場合には、前項の書面による届出	
	面による届出は必要ないものとします。ただし、当該口座を解約するときなどに別	は必要ないものとします。ただし、当該口座を解約するときなどに別途カード取引	
	途カード取引解約の届出をいただく場合があります。	解約の届出をいただく場合があります。	
4項	カードを紛失し、または盗取された場合で、カードの再発行が必要なときは、当行	カードを紛失し、または盗取された場合で、カードの再発行が必要などきは、当行	
	所定の書面により依頼をしてください。この場合、カードの再発行は、当行所定の	所定の書面により依頼をしてください。この場合、カードの再発行は、当行所定の	
	手続をした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあ	手続をした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあ	
	ります。	ります。	
	また、第3項によるカードを紛失し、または盗取された旨の電話、テレビ窓口また	また、第3項によるカードを紛失し、または盗取された旨の電話または当行所定の	
	は当行所定のインターネット等を用いた方法による届出があったときに、紛失し、	インターネット等を用いた方法による届出があったときに、紛失し、または盗取され	
	または盗取されたカードの種類等によっては電話、テレビ窓口または当行所定の	たカードの種類等によっては電話または当行所定のインターネット等を用いた方	
	インターネット等を用いた方法での依頼によるカードの再発行についてご案内す	法での依頼によるカードの再発行についてご案内する場合があります。	
	る場合があります。	この場合、ご案内する当行所定のカード再発行の内容につき了解のうえ再発行の	
	この場合、ご案内する当行所定のカード再発行の内容につき了解のうえ再発行の	依頼をいただいたときには、当行所定の手続後、カードの再発行を行うことができ	
	依頼をいただいたときには、当行所定の手続後、カードの再発行を行うことができ	るものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求め	
	るものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求め	ることがあります。	
	ることがあります。	また、この電話または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によるカ	
	また、この電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法での	ードの再発行を行う場合には、当行所定の書面による依頼は不要とします。	
	依頼によるカードの再発行を行う場合には、当行所定の書面による依頼は不要と		
	します。		
5項	カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。な	カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。な	
	お、電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼	お、電話または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によりカードの	
	によりカードの再発行を行う場合には、普通預金規定・総合口座取引規定にかか	再発行を行う場合には、普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、普通	
	わらず、普通預金・総合口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、カードを	預金・総合口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、カードを再発行する	
	再発行する口座から自動振替の方法により前記手数料を引落すことができるもの	口座から自動振替の方法により前記手数料を引落すことができるものとします。	
	とします。		

2. 2025 年 8 月 1 日 (金)をもちまして以下の各種規定を改定いたします。

(1)対象規定

● 普通預金(照合表口)規定	● かんたん手続アプリ 利用規定	● 店頭 IC カード認証規定
● 普通預金規定	● 印鑑レスロ座取引規定	

(2)改定内容

	普通預金(照合表口)規定		
条項	現状	本件後(改定内容に <u>下線</u>)	
15 条	15条 キャッシュカードについて		
	この預金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、「テレビ窓口」で各種届出等の申込ができます。ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。		

	普通預金規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後	
16条	16条 キャッシュカードについて		
2項	この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、	この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、	
	電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「三	電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「三	
	菱 UFJ ダイレクト」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等の申込ができま	菱 UFJ ダイレクト」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等の申込ができま	
	す。また、同カードの届出の暗証を使用して、「テレビ窓口」で各種届出等の申込	す。ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合に	
	ができます。ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答し	は、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、	
	た場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害につ	当行は責任を負いません。	
	いては、当行は責任を負いません。		

	かりを) 五体マデロ 利田相告		
	かんたん手続アプリ 利用規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後	
4条	通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカー	ードの再発行	
2項	本アプリでは、通帳またはキャッシュカード(当行所定のものに限ります。)を紛失	本アプリでは、通帳またはキャッシュカード(当行所定のものに限ります。)を紛失	
	しまたは盗取されたお客さまで、当行所定の書面による届出、電話もしくはテレビ	しまたは盗取されたお客さまで、当行所定の書面による届出、電話による当行所	
	<u>窓口</u> による当行所定の受付場所への届出、または本アプリによる紛失・盗難届出	定の受付場所への届出、または本アプリによる紛失・盗難届出その他の当行所定	
	その他の当行所定のインターネット等を用いた方法による届出(以下、「紛失・盗	のインターネット等を用いた方法による届出(以下、「紛失・盗難届出」と総称しま	
	難届出」と総称します。)を済ませた方について、当該通帳またはキャッシュカード	す。)を済ませた方について、当該通帳またはキャッシュカードの再発行の手続き	
	の再発行の手続きを行うことができます。お客さまが本アプリにより、紛失しまたは	を行うことができます。お客さまが本アプリにより、紛失しまたは盗取された通帳ま	
	盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合(以下、「本	たはキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合(以下、「本アプリによる盗難等	
	アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込み等」といいます。)、再	通帳・キャッシュカードの再発行申し込み等」といいます。)、再発行は、当行所定	
	発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、相当の期間をおき、また、	の手続きをした後に行います。なお、相当の期間をおき、また、保証人を求めるこ	
	保証人を求めることがあります。	とがあります。	
8条	印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替え		
4項	お客さまが当行の窓口 <u>(テレビ窓口を含みます。)</u> において、印鑑レス口座での取	お客さまが当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は店頭 IC	
1	引をされる場合は店頭 IC カード認証での本人確認を行います。印鑑紛失・盗難	カード認証での本人確認を行います。印鑑紛失・盗難届出に伴う印鑑レス切替完	
	届出に伴う印鑑レス切替完了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑	了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出されたのと同様の	
	届が提出されたのと同様の扱いとし、印鑑レスロ座へ切替したすべての口座で店	扱いとし、印鑑レス口座へ切替したすべての口座で店頭 IC カード認証での本人	
	頭 IC カード認証での本人確認を行うことができます。窓口でのお取引時は IC キ	確認を行うことができます。窓口でのお取引時は IC キャッシュカードをお持ちくだ	
	ャッシュカードをお持ちください。	さい。	
11 条	11条 氏名変更および印鑑レス口座への切替え		
3項	お客さまが当行の窓口(テレビ窓口を含みます。)において、印鑑レス口座での取	お客さまが当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は店頭 IC	
1	引をされる場合は店頭 IC カード認証での本人確認を行います。氏名変更・印鑑	カード認証での本人確認を行います。氏名変更・印鑑レス切替完了後は現在の	
	レス切替完了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出された	印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出されたのと同様の扱いとし、お持	
	のと同様の扱いとし、お持ちのすべての口座で店頭 IC カード認証での本人確認	ちのすべての口座で店頭 IC カード認証での本人確認を行うことができます。窓口	

でのお取引時はICキャッシュカードをお持ちください。

を行うことができます。窓口でのお取引時はICキャッシュカードをお持ちください。

	印鑑レスロ座取引規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後	
4条	(印鑑レスロ座に係る取引)		
2項	お客さまが、当行の窓口(テレビ窓口を含みます。以下同じです。)において、印	お客さまが、当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は、店頭	
	鑑レス口座での取引をされる場合は、店頭 IC カード認証での本人確認を行いま	IC カード認証での本人確認を行います。この場合、当行所定の本人確認資料の	
	す。この場合、当行所定の本人確認資料の提示を求めることがあります。	提示を求めることがあります。	

	店頭 IC カード認証規定		
-			
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後	
2条	(適用範囲)		
	普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行	普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行	
	した IC カードを保有する個人のお客さま(ただし、代理人、任意団体および当	した IC カードを保有する個人のお客さま(ただし、代理人 、任意団体および当	
	行が別途定めた方を除きます。)は、当行国内本支店の窓口またはテレビ窓口に	行が別途定めた方を除きます。)は、当行国内本支店の窓口にて、店頭 IC カー	
	て、店頭 IC カード認証を第 4 条に定める取引に利用することができます。	ド認証を第 4 条に定める取引に利用することができます。	

以上